

# ○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の運用について (例規通達)

平成3年6月5日

群本例規第15号(備二)警察本部長

[沿革]

平成20年2月群本例規第11号(備一)改正

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成3年群馬県条例第8号)は、平成3年3月14日に公布され、7月1日から施行されることとなったので、次の諸点に留意して運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 制定の理由

近年、性能の向上した拡声機を使用し、大音響を鳴り響かせての街頭宣伝車から発せられる常識の限度を超越した暴力的拡声機騒音が、県民の日常生活を脅かし、地域の平穏を著しく害するなど大きな社会問題となっている。このような音の暴力、すなわち、暴騒音について多くの県民から「静かな生活を確保して欲しい。平穏で静かな生活を送りたい。」という要望や取締りの強化を求める声が多数寄せられている。そこで拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成3年群馬県条例第8号。以下「条例」という。)はこのような背景を踏まえ、県民の平穏で静かな生活を確保するため、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定されたものである。

### 2 運用上の基本的心構え

本条例の適用に当たっては、表現の自由等憲法で保障された基本的人権を最大限に尊重し、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、常に県民の声に耳を傾け、県民の常識にかなった運用に努めなければならない。

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 広報活動の徹底

本条例の制定は、騒音状態のない静かな生活を守りたいという県民の決意の現れであり、この県民の願いがいつまでも守られることを期待するものである。したがって、ただ、違反を取り締まるものではなく、関係者が自発的に他人の生活の侵害になるような暴騒音を発しないよう拡声機の適正な使用についての広報活動を積極的に行い、県民の理解と共感が得られるよう配慮すること。

#### (2) 教養訓練の徹底

本条例の適正な運用を図るため、取締り要領及び各種装備資器材の取扱い要領について十分な教養訓練を実施すること。

#### (3) 取締り体制の確立

本条例の違反に対し、的確に対応することができるよう常に必要な取締り体制を整

えておくこと。

#### (4) 立証上の留意点

##### ア 暴騒音の認定

拡声機を使用して暴騒音を発していること。すなわち、当該拡声機から発せられている音が、85 デシベルを超えていることを、定められた音量測定方法により測定し認定すること。

##### イ 停止命令等の方法

停止命令等（停止命令、使用停止命令及び移動命令をいう。以下同じ。）又は勧告は、命令書（別記様式第1号）、使用停止命令書（別記様式第2号）又は勧告書（別記様式第3号）及び別表に掲げる看板（警告板）により行い、その内容が相手方に明確に伝わるよう配慮すること。

また、違反者が特定できないときは、車両番号、車体に記載されている団体名等を可能な限り特定した上で、これを命令書、使用停止命令書又は勧告書に記載して交付すること。

##### ウ 同時使用に対する勧告

2以上の対立団体による拡声機の使用が暴騒音となっているときは、その現場の状況を的確に判断した上で、明らかに妨害の意図が認められる側や後から加わった側など、暴騒音の原因となっている側に対して勧告を行うこと。

##### エ 立入調査等

立入りは、犯罪捜査のために行うものではなく、音源の所在場所及び違反者の特定等、条例の目的を達成するために必要な限度において行うこと。

##### オ 確実な採証措置

本条例違反の取締りに当たっては

- (ア) 違反行為があった事実
- (イ) 停止命令等が行われた事実
- (ウ) 停止命令等に違反して違反行為が継続して行われた事実
- (エ) 勧告が行われた事実
- (オ) 立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実

を騒音計、記録計、写真機、録音機、ビデオカメラ等の各種装備資器材により確実に採証すること。

#### 4 報告

停止命令等又は勧告を行った場合については別記様式第4号により、事件を検挙した場合については犯罪捜査に関する訓令（昭和37年群馬県警察本部訓令甲第1号）第43条に定める事件検挙報告書により警備部警備第一課長を経て警察本部長に報告すること。

別記様式及び別表省略